

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

| | |
|-----------------|---|
| 1 会議の名称 | 令和4年度第4回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会 |
| 2 会議の開催日時 | 令和4年11月17日(木曜日) 午後1時30分～午後2時5分 |
| 3 会議の開催場所 | 市役所本庁舎地下1階 第2会議室 |
| 4 出席者名 | 審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 小川 雄三 金子 祐樹 池田 拓矢 田村 治朗 富澤 洋 谷崎 美智子 星野 宏充 |
| 5 欠席者名 | |
| 6 議題及び公開又は非公開の別 | (議題) 【議案】 (1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス) 【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開 |
| 7 非公開の理由 | |
| 8 傍聴者の数 | 0人 |
| 9 審議した内容 | 議題について審議・報告を行い、了承を得た。 |
| 10 問合せ先 | 総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通) |
| 11 その他 | |

会 議 録

会 議 名：令和4年度第4回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和4年11月17日（木）

開催時間：午後1時30分から午後2時5分まで

開催場所：市役所本庁舎地下1階 第2会議室

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子

岩崎 万智子 小川 雄三

金子 祐樹 池田 拓矢

田村 治朗 富澤 洋

谷崎 美智子 星野 宏充

議 題

【議案】

(1) 議案第9号 電子計算機の結合について

(事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)

【報告】

(1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課 主任

堀切 昇

中元 貴之

| 発言者 | 発言内容 |
|--|---|
| 1 開 会 | |
| 事務局 | <p>それでは、ただいまから令和4年度第4回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日の定足数ですが、定員10名のところ、全員御出席となりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴の方はいらっしゃいません。</p> <p>初めに、資料の確認をさせていただきます。まずは、お手元にお配りした次第がございます。次に、当日配付資料としまして、御質問一覧（議案第9号）がございます。そのほかに、既に皆様に送付させていただいております議案第9号に係る電子計算機結合に関する意見照会書、それから報告資料（1）の個人情報取扱事務に係る届出についてがございます。以上の資料を御用意いただきたいのですけれども、資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。大丈夫ですか。</p> <p>（資料確認）</p> |
| 事務局 | <p>それでは、本日の議案は1件となります。これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることを規定しておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 2 議 題 | |
| 議案第9号 電子計算機の結合について（事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス） | |
| 議長 | <p>どうも御苦労さまでございます。また、準備ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速議案の9号の議題に入りたいと思いますが、それでは実施機関の御担当をお呼びいただけますか。</p> |
| 〔実施機関（デジタル改革推進部）入室〕 | |
| 議長 | 御苦労さまです。役職とお名前をお願いします。 |
| 実施機関 | デジタル改革推進部の野島と申します。 |
| 実施機関 | デジタル改革推進部の仲田と申します。 |
| 議長 | <p>どうぞお座りになってください。</p> <p>それでは、第9号議案につきまして御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。</p> |

実施機関 かしこまりました。議案第9号の電子計算機の結合について説明させていただきます。

まず、資料をめくっていただきまして、右下に1と書かれたものです。表題に電子申請サービスについてという資料を御覧ください。

では、説明させていただきます。電子申請サービスにつきましては、自宅や職場などパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して申請、届出をすることができるサービスでございます。また、市民の皆様がインターネットを利用して、安心、安全に電子申請を行っていただくため、申請等の情報を送受信する際の通信経路の暗号化を行ってまいりますとともに、不正アクセスの排除、データの改ざん防止、ウイルス対策など、万全なセキュリティー対策を取っております。

2つ目の利用イメージについてになりますが、イメージ図に埼玉県電子申請システムと書かれておりますが、電子申請・届出サービスというものを共同利用するために、契約は埼玉県が行いまして、さいたま市をはじめとする県内各自治体は埼玉県と共同利用に関する協定を結ぶ形でこのサービスを利用しております。申請者からいただいた情報につきましては、さいたま市にて管理しているスペースに保存されており、さいたま市以外の別の自治体及び埼玉県がアクセスできない仕組みとなっております。

下段の図になりますが、申請者からの個人情報の受取については、各業務担当課がさいたま市で管理する専用回線用端末を用いて申請情報を受け取り、申請に対する処理を行っております。

続いて、めくっていただきまして、電子申請・届出サービス利用に係る個人情報保護審議会対象案件の考え方という資料を御覧ください。

では、続けさせていただきます。本市における電子申請サービスは、埼玉縣市町村電子申請サービスを利用するため、電子計算機の結合に該当します。さいたま市個人情報保護条例第8条の規定では、個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、市以外の者との間において通信回線による電子計算機の結合をすることを原則禁止されております。ただし、法令に定めがあるとき、または実施機関が審議会の意見を聞いて、公益上特に必要があると認めるときは、例外として電子計算機の結合が可能となっております。

本市の電子申請サービスの中には複数の手続がございまして、デジタル手続法第6条またはデジタル手続条例第3条に該当する手続は、法令などに定めがあるときに該当するため、審議会への意見照会は不要となっております。一方、デジタル手続法第6条及びデジタル手続条例第3条のどちらにも該当しない手続につきましては、実施機関が審議会の意見を聞いて、公益上特に必要があると認めるときの適用を受けるた

め、電子申請サービスに手続を追加する都度、審議会への意見照会が必要となります。

なお、市民に参加を呼びかけるような募集、イベントの申込みにつきましては、平成19年度第2回の審議会におきまして都度の意見照会が不要となっております。

本日お諮りする手続は、判断基準の4、要綱、要領等に規定されているものや、明文の規定がない手続に該当し、実施機関としましては公益上特に必要があると認めるため、新たに電子申請サービスに追加するに当たり、審議会にて意見照会をさせていただくものになります。

本日お諮りする手続につきましては、お手元の資料、A3の大きな用紙になります。そちらの表の電子申請追加手続一覧というものを御覧いただければと存じます。こちらに記載がございます退職所得に係る住民税の特別徴収税額の還付請求の手続になります。こちらは、退職金支払者が住民税を誤納入等により多く納入してしまった場合に還付請求するものです。7月の審議会で、多数の手続について意見照会をさせていただいたところですが、その後所管課においてオンライン化が可能であると判断された手続であり、デジタル改革推進部におきましても窓口手続のオンライン化を可能な限り前倒しで推進したいと考えておりますことから、今回追加での意見照会をさせていただくものとなっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報、退職金支払者の担当者氏名、電話番号、メールアドレス、特別徴収税額、支払いを受けた者の住所及び氏名、還付金の送金先になります。

議案の説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。

これにつきましては、書面による御質問をいただくという手続を取っておりまして、内田委員さんから質問いただいておりますけれども、内田委員、今日資料として出ていると思いますけれども、何か付け加える点ありますか。

内田委員

ありがとうございました。

そもそもこの退職所得に係る住民税というものの支払者は、退職所得をもらった人が支払者だと思うのですが、実際この申請をするのは退職金を支払った人ということで、住民税を払っているのは退職金をもらった人なのか。その基本的なことが分かっていなくて。今回の手続は、退職金を支払った人だと思うのですが、この住民税を払っている本人は退職した人なのか。

実施機関

退職所得ということになりますので、還付されるのは退職した方ということになります。

内田委員 けれども、この手続上は、退職金をもらった方は一切関わりなく、退職金を支払った人だけに関わることなのですね、この話は。退職金をもらった人は、一切そのシステムに関係しないということですね。

議長 例えば会社が退職金を出したとき、退職金をもらった従業員さんがアクセスするのですか。それとも会社がアクセスするのですか。

実施機関 会社側が手続をするという形です。特別徴収という、会社で税金等支払っているところになりますので、会社が行うものになっています。

内田委員 分かりました。すみません。そこをちょっと誤解しておりましたので、このお話で分かりました。ありがとうございました。

議長 何かほかにございますか。

どうぞ。

小川委員 今のお話ですと、還付先は会社なのですか、個人なのですか。

実施機関 還付金の送金先がいくつかございまして、特別徴収の義務者に還付をするか、納入した方に対して還付をする。また、納税義務者、実際退職金をもらった方に直接送金をするかということで、ケースによって変わってきますので、そこで請求の申請をするときに選んでいただく形になっております。

議長 その他に何かございますか。

基本的なことでは分らないですが、住民税というのは従業員が住んでいる場所で払うわけではないですか。退職金は、働いているところの会社が義務者として払うという関係ですよ。

実施機関 そうですね。

議長 多く払ってしまったとか何とかというのは、会社がどうして分かるのですか。徴収義務者がさいたま市だったら分かるけれども、分からないのではないですか。本人ができるような気もしていたのですが。勝手にやるわけにはいかないですよ。

実施機関 そうですね。

議長 だから、どうするのだろうと思ひまして。それはシステムの問題で、今はどういふふうに行っているのかというのが分かればそれでいいのですが、デジタル改革推進部では分らないですよ。

実施機関 そうですね。大変申し訳ございません。この部分については勉強不足でございまして、大変申し訳ございません。

議長 こういうのは会社がやって、何かお金が、さっきのどこへというお話もあるのだけれども、いろいろあるというのだけれども、こういうのを受け付けましたよとか何とかというのは別に返信があるとか、そういうわけではないの。

実施機関　　なぜ還付するかという理由のところにつきましては、幾つか申請書に記入がありまして、ちょっとそちらだけ説明させていただきますと、もともと1月1日という日付が税金のかかる、市県民税とか税金かかる基準日となっていますが、その賦課期日の現在地住所が実は違っていたとか、そうするとおっしゃるとおり、本来違う市町村に支払うべきものが、間違っただけで払ってしまったというところと、あと退職手当等の支払い金額に変更があった場合、そうするとやっぱり税金の金額が変わってきます。あと、勤続年数です。退職所得控除額の計算誤りというのがあった場合と、特別徴収税額の計算、算定誤りというのが、支払った後、税金として納めた後にそれが発覚したというときが起こり得るケースになってございます。

議長　　ということだそうですね。

田村委員　　事実上分かる場合は、その会社に結構人がいると、同僚同士でおまえ幾らもらったという感じで分かる場合もあつたり。役所なんかでは、あらかじめお互いの退職金はこうなりますよと、それに対する税金はこうなりますよというような説明があらかじめあるのです。ですから、そういうことから分かる可能性はかなり出てくるかと思えます。

実施機関　　退職金を払う際にも、あらかじめ控除をした形で本人には支払っています。ただ、その控除額が間違っている場合があります。控除した額が会社の法人から実際該当者の市区町村に納入されるわけですが、その金額が変わってくると、逆に退職金を少なく渡してしまった場合は、多く税金を支払ってしまっているということになりますので、それは還付の対象となりますし、逆の場合はもちろん還付ではなくて、追加徴収という形にはなるかと思えます。

議長　　還付はいろんな場合に出てくるでしょうから、今後使われるでしょうね。還付請求が出てきたことは今のところないですね。これが初めではないですかね。

実施機関　　そうですね。

議長　　ということだそうですね、何かほかにもございますか。

そういうことは結構多いようですから、それを簡潔にするとか、手数をなるべく楽にするということでこれをすることが公益上必要かどうかということですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長　　それでは、了承することといたします。

御苦労さまでございました。

実施機関　　ありがとうございました。失礼いたします。

〔実施機関（デジタル改革推進部）退室〕

報告事項

(1) 個人情報取扱事務の報告について

議長 そうすると、次が報告事項。

 では、よろしくお願ひします。

事務局 それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告について御説明させていただきます。

 この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく、市長から本審議会宛ての報告でございます。

 報告資料(1)を御覧ください。1ページ目は、令和4年11月1日付の市長から本審議会宛ての報告となります。こちらは、令和4年9月1日から10月31日までに届出がありました個人情報取扱事務の開始届出書及び変更届出書になりまして、件数はそれぞれ開始が5件、変更が4件となっております。

 なお、各届出書は4ページから12ページに記載されております。

 報告は以上となります。

議長 何か御質問とか疑問な点があればおっしゃってください。

 よろしいでしょうか。

 〔「はい」と言う者あり〕

議長 ありがとうございました。

 あとはないのですか。

事務局 大丈夫です。

議長 今回の議案は1月からやろうとするからやらなければならないわけですね。

 何か全体を通じてとか、御意見でも結構ですから何かございましたらおっしゃってください。よろしいですか。

 〔「はい」と言う者あり〕

議長 短時間でございましたけれども、ありがとうございました。たまにはこういうことがあってもよろしいですね。

 どうもありがとうございました。

事務局 すみません。1つだけお願ひします。次回の審議会の日程について御報告させていただきます。

 次回は、令和5年、来年の1月25日水曜日、午後1時30分を予定しております。開催場所につきましては、今までと同じくときわ会館5階の小ホールになりますので、お間違いのないようお願いいたします。開催通知、それから資料等につきましては改めて事務局から送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

 報告は以上でございます。ありがとうございます。

